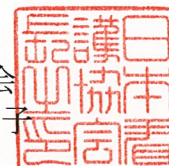


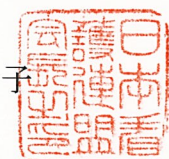
令和2年2月28日

厚生労働省  
保険局長 濱谷 浩樹 殿

公益社団法人 日本看護協会  
会長 福井 トシ子



日本看護連盟  
会長 大島 敏子



## 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書

国により新型コロナウイルス感染症対策が進められており、新型コロナウイルス感染症患者等の受け入れ施設については、事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月14日）が発出されているが、これに加え、感染拡大の防止を大前提として、医療機関における影響を考慮し、下記について要望する。

あわせて、医療機関の混乱防止や負担軽減のためには、引き続き国民に対して適切な受診行動に関する周知を徹底されたい。

### 記

#### 1. 災害時同様の入院基本料等に関する診療報酬上の柔軟な対応

新型コロナウイルス感染症対策の一環として2月27日に政府から出された小中高校・幼稚園に対する休校要請により、出勤できない看護職員が増加している。そのため、災害時同様、職員が一時的に不足し入院基本料等の施設基準を満たすことができなくなる保険医療機関については柔軟な対応を要望する。

#### 2. 2020年度診療報酬改定にあたっての十分な準備期間の確保

新型コロナウイルス感染症患者等への対応が急増しているため、2020年度診療報酬改定については、各項目について十分な経過措置期間を設けるなど改定のための準備期間を特例的に設けられたい。

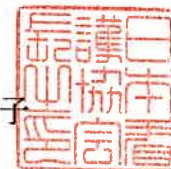
以上



令和 2 年 3 月 27 日

文部科学省  
初等中等教育局長 丸山 洋司 殿

公益社団法人 日本看護協会  
会長 福井 トシ子



## 医療的ケア等に関わる学校配置の看護師等への処遇に関する要望書

国による新型コロナウイルス感染症対策としての小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の臨時休業を受けて、医療的ケア児に関わる学校配置看護師等のほとんどが非常勤職員のため、無給の休暇取得を余儀なくされている。そのため、現状を報告するとともに対応について、以下のとおり要望する。

### 記

#### <現状>

- ・ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等で医療的ケア児に関わる学校配置の看護師等は、大多数が非常勤雇用である。
- ・ 2月28日、文部科学省より「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」が発出され、医療的ケア児に関わる学校配置の看護師等が急遽、無給の休暇取得を余儀なくされた。

#### 要望事項

- 今回の臨時休業で無給の休暇取得となった学校配置の看護師等に対する休業補償について、学校における医療的ケア児に関わる体制維持のために財政的支援を実施されたい。
- また、学校配置の看護師等の処遇の実態を把握し、正規職員として配置を検討するとともに処遇改善を図られたい。

以上



令和2年3月30日

厚生労働大臣  
加藤 勝信 様

公益社団法人 日本看護協会  
会長 福井トシ子



## 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書

地域医療介護提供体制を強化する観点から、新型コロナウイルス感染症への対応について、以下の3点について現状と課題をご報告するとともに、今後の対応について要望いたします。

### 記

#### 1. 医療機関における看護職員の確保策の推進

##### <現状>

- 2月28日、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての看護職員の確保について」が発出され、小中高校、幼稚園の子供を持つ看護職員が出勤できないことが予測された。
- 看護職員も学校の臨時休業から春休みまでは親族等の協力を得る等して、看護職員個々の努力により預け先を確保するなどしていたが、休校の長期化により、子どもの心理的負担や預け先がみつからないなどの事態が生じている。
- 看護職員が新型コロナウイルスに感染した医療機関では、当事者はもとより、濃厚接触の看護職員の出勤停止を行って対応している。このような事態に加え、医療機関の風評被害により看護職員が退職した事案もある。  
そこで、医療機関から市、県行政を通じて看護協会に連絡が入り、ナースセンターから当該エリアの求職者に募集メールを配信し看護職員の確保を行った。  
(別紙1参照)
- 一方、医療機関においては、「感染の疑いがある患者」へ対応するための看護職員が必要となっている。一般医療機関でPCR検査を実施するにあたり、外来に受診患者が急増した地域もあり、外来の看護職員が疲弊している。

<要望>

学校の休業等にかかわらず、医療機関等に勤務する看護職員自身やその家族の新型コロナウイルス感染症の罹患等を理由に出勤が困難となる可能性があり、地域に必要な医療提供等を継続するために当該看護職員の代替職員の確保に係る派遣調整の取り組みを実施されたい。

## 2. 医療機関、介護施設、訪問看護事業所に対する防護関連用具の確保、配付

### <現状>

- ・ 医療機関、介護施設では、マスク、アルコール等消毒薬、医療用グローブ、ガーゼ、防護関連用具等の確保が困難であり、適切な感染防止、感染拡大予防に取り組むことが難しい状況である。
- ・ 訪問看護事業所では確保してあったマスクが底をつき、災害用に備蓄しているマスクを使用している。在宅で利用者の喀痰吸引等の処置がある場合、マスク着用は必須である。また、チューブ拭払用アルコール綿も不足し、通常の感染防止手順が順守困難など、安全なケアが提供できにくくなっており、特に深刻である。
- ・ 看護職員は、マスク、アルコール等消毒薬、医療用グローブ、ガーゼ等の衛生材料の枯渇、供給の目途が立たない中、患者への感染予防のみならず、自身を感染から守ることも難しくなっており、不安な思いで勤務している。

### <要望>

マスク、アルコール等消毒薬、医療用グローブ、ガーゼ等の衛生材料を確保し、衛生材料を必要とする医療機関、介護施設、訪問看護事業所へ、確実に配付されたい。特に、ガウンやゴーグル等の防護関連用具の確保について、早急に対応されたい。

### 3. 訪問看護事業所における事務手続き等の柔軟な対応

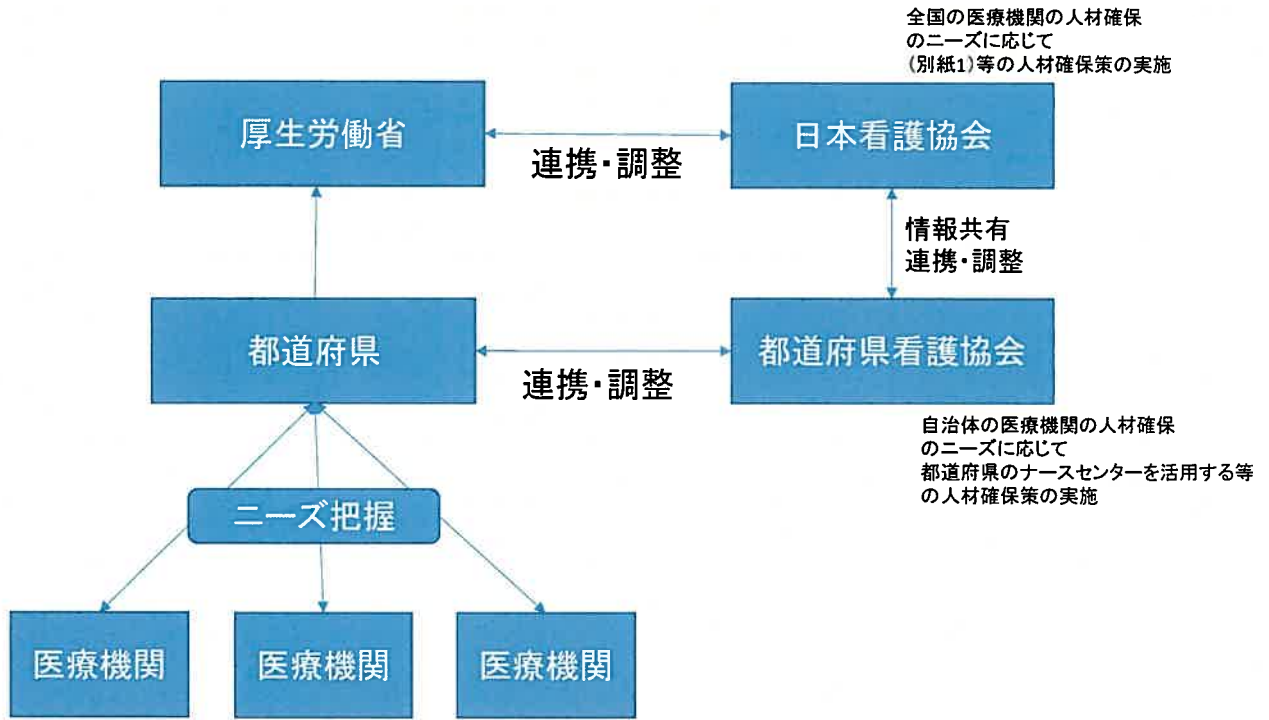
#### <現状>

- ・ 訪問看護事業所においても、出勤できない看護職員が存在する中、通所系サービス等が休止となっている地域においては、訪問看護の需要が高まっている。
- ・ 訪問看護事業所等では、急な欠員補充や増員が困難であるうえに、小規模事業所も多数あることから、今後、感染者が1人でも発生した場合は、事業所の休止も想定される。
- ・ 保険制度における訪問看護は、医師の指示書に基づきサービスを提供しているが、感染者の発生等により、やむを得ず利用者が他の事業所からのサービスに変更する必要が生じた場合、これらの手続き等の煩雑さを軽減する必要がある。

#### <要望>

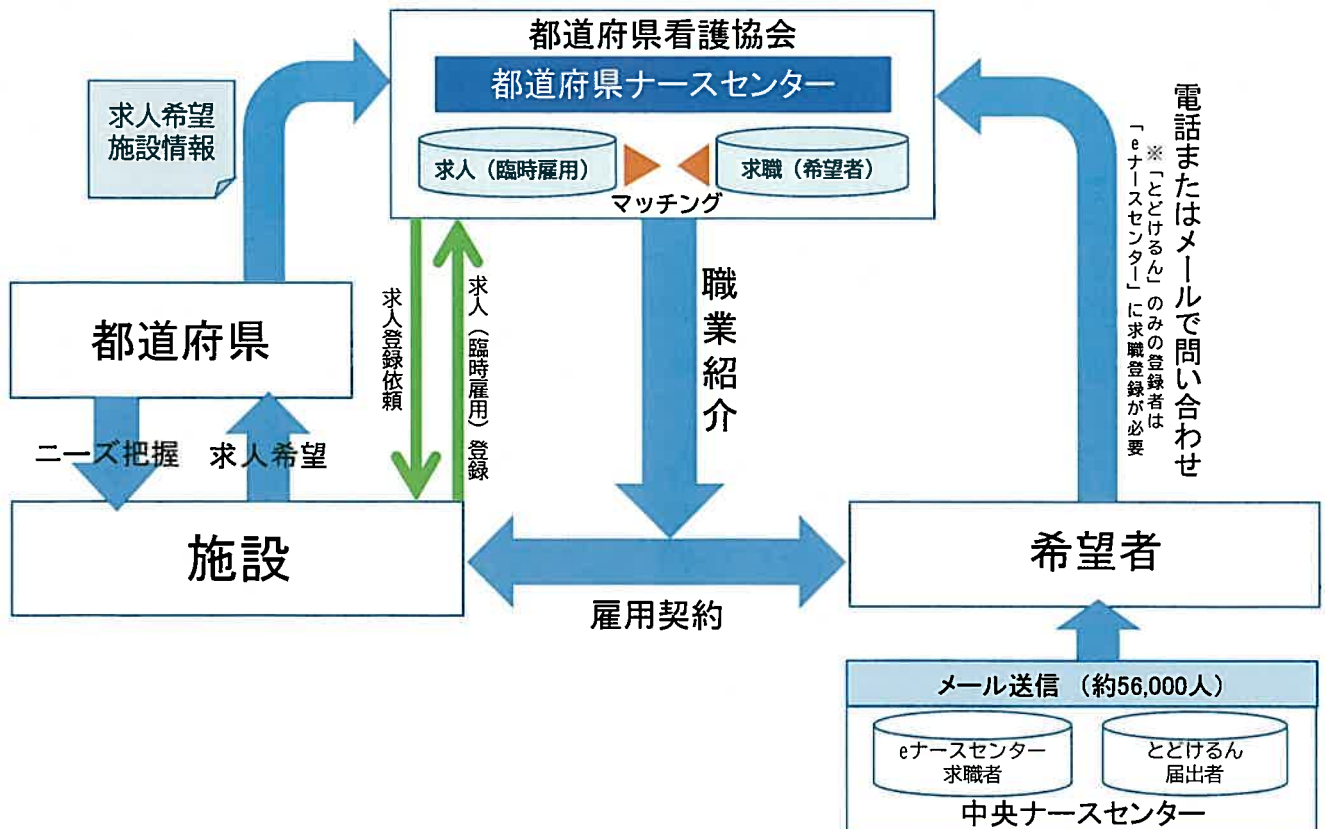
新型コロナウイルスの感染防止に伴う諸事情により、訪問看護事業所等の変更が必要となった場合は、医師の指示書の交付やケアプランの変更等にかかる事務手続きの簡略化を可能とするなど、柔軟な対応について配慮されたい。また、柔軟な対応について、事業所及び保険者等に周知されたい。





公益社団法人 日本看護協会

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての看護職員の確保について  
都道府県ナースセンターの対応





令和 2 年 3 月 30 日

内閣府全世代型社会保障改革担当大臣  
特命担当大臣(経済財政政策) 西村 康稔 殿

公益社団法人 日本看護協会  
会長 福井 トシ子



## 医療的ケア等に関わる学校配置の看護師等への処遇に関する要望書

国による新型コロナウイルス感染症対策としての小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の臨時休業を受けて、医療的ケア児に関わる学校配置看護師等のほとんどが非常勤職員のため、無給の休暇取得を余儀なくされている。そのため、現状を報告するとともに対応について、以下のとおり要望する。

### 記

#### <現状>

- ・ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等で医療的ケア児に関わる学校配置の看護師等は、大多数が非常勤雇用である。
- ・ 2月28日、文部科学省より「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」が発出され、医療的ケア児に関わる学校配置の看護師等が急遽、無給の休暇取得を余儀なくされた。

#### 要望事項

- 今回の臨時休業で無給の休暇取得となった学校配置の看護師等に対する休業補償について、学校における医療的ケア児に関わる体制維持のために財政的支援を実施されたい。
- また、学校配置の看護師等の処遇の実態を把握し、正規職員として配置を検討するとともに処遇改善を図られたい。

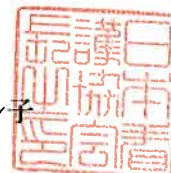
以上



令和2年3月30日

内閣府 全世代型社会保障改革担当大臣  
特命担当大臣（経済財政政策）西村 康稔 殿

公益社団法人 日本看護協会  
会長 福井 トシ子



## 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書

国により新型コロナウイルス感染症対策が進められており、医療機関・介護施設・介護サービス事業等における基準緩和等の柔軟な対応について示されているところであるが、重症化リスクの高い国民の命を守り、感染拡大を防止するために、地域医療介護提供体制を強化する観点から、以下のとおり要望する。

### 記

#### 1. 医療機関・介護施設・訪問看護事業所等に対する衛生材料の確実な供給

医療機関はもとより、介護施設・訪問看護事業所等においても、慢性疾患を有する高齢者や医療的ケア児等、感染リスクの高い利用者にケアを提供している。しかし、マスクやアルコール等消毒薬をはじめとする衛生材料の十分な確保ができないことから、通常の感染防止手順を順守した適切な感染予防、感染拡大防止に取り組むことができず、利用者の安全確保が困難な状況が発生している。

国において、マスク、アルコール等消毒薬等の衛生材料を確保し、医療機関のみならず介護施設・訪問看護事業所等が必要とする数を確実かつ安定的に供給されたい。

#### 2. 医療的ケア児を養育する家庭等に対する衛生材料等の確実な供給

医療的ケア児は、重症度や疾病特性に応じて利用する制度が医療、福祉、難病等の複数にまたがり、また、年齢に応じて生活の場が家庭から学校へと拡大することから、対象児が網羅的・一元的に把握されていない現状にある。アルコール等消毒薬などのニーズ把握においては、家庭等の必要数が見落とされることのないよう、都道府県及び市町村等と連携するなどして、確実に物資が届くよう体制を構築されたい。

#### 3. 地域における感染管理に関する専門性の高い看護師の活用による体制整備の強化

介護施設等においては、感染した際に重症化するリスクが高い高齢者等が多く、また、多数の入所者に同一の職員がケア提供を行うことから、施設内での確実な感染予防・感染

拡大防止のための対策が不可欠となる。

そのため、都道府県が介護施設等の感染対策が適切に行われているか把握し、地域内の感染管理に関する専門性の高い看護師等と連携した助言・支援を実施するための体制整備を進められるよう国から働きかけるとともに、これにかかる財政支援を実施されたい。

#### 4. 介護施設・訪問看護事業所等における看護職員の確保および連携体制の推進

学校等の臨時休業および集団活動自粛の長期化に伴い、子どもの預け先が確保できず出勤できない看護職員が存在している。特に在宅医療・介護分野においては小規模事業所が多く職員の確保が困難となっている。

さらに、通所系サービスの休止等により訪問看護師の需要が高まっている地域もあり、在宅・介護分野の看護職員確保は喫緊の課題である。

都道府県が医療機関および介護施設・訪問看護事業所等の看護職員確保状況に関するニーズ把握を引き続き行い、ニーズの対応として、ナースセンターを活用した看護職員の確保や調整を図る仕組みを4月以降も継続されたい。

また、医療機関等と訪問看護事業所等の連携による24時間サービス提供体制の拡充を図るなど、在宅・介護分野における看護職確保の推進策等を早急に講じられたい。

#### 5. 訪問看護事業所の事業存続のための財政的支援とICT導入推進

訪問看護事業所においては、今後、濃厚接触による自宅待機者や感染者が1人でも発生した場合は、通常サービス提供が困難となり、事業所の休止も想定され、小規模な事業所においては事業存続が危ぶまれる状況となる。そのため、自宅待機等となった看護職に対する休業補償や、事業所への融資にかかる最低基準の緩和など、訪問看護事業の維持・存続のための財政的支援を実施されたい。

また、現在、一部の地域において通所系サービスの休止等により一時的に訪問看護の利用が増加しているが、急なサービス変更する場合の主治医や介護支援専門員、事業所間の連絡調整及びこれに伴う事務処理など、業務量が短期間に集中して増大している。ICT活用による医師の指示書交付や事業所連携が可能であるが、訪問看護事業所ではICT導入が進んでおらず、諸用の手続きを簡略化できないでいる。このため、感染対策及び業務効率化の観点から、訪問看護事業所に早急にICT導入を推進する財政支援を講じられたい。

以上

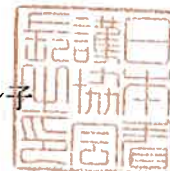
令和2年3月30日

厚生労働省

医政局長 吉田 学 殿

公益社団法人 日本看護協会

会長 福井 トシ子



## 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書

国により新型コロナウイルス感染症対策が進められており、医療機関・介護施設・介護サービス事業等における基準緩和等の柔軟な対応について示されているところであるが、重症化リスクの高い国民の命を守り、感染拡大を防止するために、地域医療介護提供体制を強化する観点から、以下のとおり要望する。

### 記

#### 1. 医療機関・介護施設・訪問看護事業所等に対する衛生材料の確実な供給

医療機関はもとより、介護施設・訪問看護事業所等においても、慢性疾患を有する高齢者や医療的ケア児等、感染リスクの高い利用者にケアを提供している。しかし、マスクやアルコール等消毒薬をはじめとする衛生材料の十分な確保ができないことから、通常の感染防止手順を順守した適切な感染予防、感染拡大防止に取り組むことができず、利用者の安全確保が困難な状況が発生している。

国において、マスク、アルコール等消毒薬等の衛生材料を確保し、医療機関のみならず介護施設・訪問看護事業所等が必要とする数を確実に安定的に供給されたい。

#### 2. 医療的ケア児を養育する家庭等に対する衛生材料等の確実な供給

医療的ケア児は、重症度や疾病特性に応じて利用する制度が医療、福祉、難病等の複数にまたがり、また、年齢に応じて生活の場が家庭から学校へと拡大することから、対象児が網羅的・一元的に把握されていない現状にある。アルコール等消毒薬などのニーズ把握においては、家庭等の必要数が見落とされることのないよう、都道府県及び市町村等と連携するなどして、確実に物資が届くよう体制を構築されたい。

#### 3. 地域における感染管理に関する専門性の高い看護師の活用による体制整備の強化

介護施設等においては、感染した際に重症化するリスクが高い高齢者等が多く、また、多数の入所者に同一の職員がケア提供を行うことから、施設内での確実な感染予防・感染

拡大防止のための対策が不可欠となる。

そのため、都道府県が介護施設等の感染対策が適切に行われているか把握し、地域内の感染管理に関する専門性の高い看護師等と連携した助言・支援を実施するための体制整備を進められるよう国から働きかけるとともに、これにかかる財政支援を実施されたい。

#### 4. 介護施設・訪問看護事業所等における看護職員の確保および連携体制の推進

学校等の臨時休業および集団活動自粛の長期化に伴い、子どもの預け先が確保できず出勤できない看護職員が存在している。特に在宅医療・介護分野においては小規模事業所が多く職員の確保が困難となっている。

さらに、通所系サービスの休止等により訪問看護師の需要が高まっている地域もあり、在宅・介護分野の看護職員確保は喫緊の課題である。

都道府県が医療機関および介護施設・訪問看護事業所等の看護職員確保状況に関するニーズ把握を引き続き行い、ニーズの対応として、ナースセンターを活用した看護職員の確保や調整を図る仕組みを4月以降も継続されたい。

また、医療機関等と訪問看護事業所等の連携による24時間サービス提供体制の拡充を図るなど、在宅・介護分野における看護職確保の推進策等を早急に講じられたい。

#### 5. 訪問看護事業所の事業存続のための財政的支援とICT導入推進

訪問看護事業所においては、今後、濃厚接触による自宅待機者や感染者が1人でも発生した場合は、通常サービス提供が困難となり、事業所の休止も想定され、小規模な事業所においては事業存続が危ぶまれる状況となる。そのため、自宅待機等となった看護職に対する休業補償や、事業所への融資にかかる最低基準の緩和など、訪問看護事業の維持・存続のための財政的支援を実施されたい。

また、現在、一部の地域において通所系サービスの休止等により一時的に訪問看護の利用が増加しているが、急なサービス変更する場合の主治医や介護支援専門員、事業所間の連絡調整及びこれに伴う事務処理など、業務量が短期間に集中して増大している。ICT活用による医師の指示書交付や事業所連携が可能であるが、訪問看護事業所ではICT導入が進んでおらず、諸用の手続きを簡略化できないでいる。このため、感染対策及び業務効率化の観点から、訪問看護事業所に早急にICT導入を推進する財政支援を講じられたい。

以上



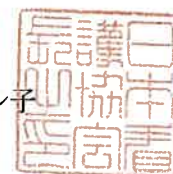
令和2年3月30日

厚生労働省

老健局長 大島 一博 殿

公益社団法人 日本看護協会

会長 福井 トシ子



## 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書

国により新型コロナウイルス感染症対策が進められており、医療機関・介護施設・介護サービス事業等における基準緩和等の柔軟な対応について示されているところであるが、重症化リスクの高い国民の命を守り、感染拡大を防止するために、地域医療介護提供体制を強化する観点から、以下のとおり要望する。

### 記

#### 1. 医療機関・介護施設・訪問看護事業所等に対する衛生材料の確実な供給

医療機関はもとより、介護施設・訪問看護事業所等においても、慢性疾患を有する高齢者や医療的ケア児等、感染リスクの高い利用者にケアを提供している。しかし、マスクやアルコール等消毒薬をはじめとする衛生材料の十分な確保ができないことから、通常の感染防止手順を順守した適切な感染予防、感染拡大防止に取り組むことができず、利用者の安全確保が困難な状況が発生している。

国において、マスク、アルコール等消毒薬等の衛生材料を確保し、医療機関のみならず介護施設・訪問看護事業所等が必要とする数を確実かつ安定的に供給されたい。

#### 2. 医療的ケア児を養育する家庭等に対する衛生材料等の確実な供給

医療的ケア児は、重症度や疾病特性に応じて利用する制度が医療、福祉、難病等の複数にまたがり、また、年齢に応じて生活の場が家庭から学校へと拡大することから、対象児が網羅的・一元的に把握されていない現状にある。アルコール等消毒薬などのニーズ把握においては、家庭等の必要数が見落とされることのないよう、都道府県及び市町村等と連携するなどして、確実に物資が届くよう体制を構築されたい。

#### 3. 地域における感染管理に関する専門性の高い看護師の活用による体制整備の強化

介護施設等においては、感染した際に重症化するリスクが高い高齢者等が多く、また、多数の入所者に同一の職員がケア提供を行うことから、施設内での確実な感染予防・感染

拡大防止のための対策が不可欠となる。

そのため、都道府県が介護施設等の感染対策が適切に行われているか把握し、地域内の感染管理に関する専門性の高い看護師等と連携した助言・支援を実施するための体制整備を進められるよう国から働きかけるとともに、これにかかる財政支援を実施されたい。

#### 4. 介護施設・訪問看護事業所等における看護職員の確保および連携体制の推進

学校等の臨時休業および集団活動自粛の長期化に伴い、子どもの預け先が確保できず出勤できない看護職員が存在している。特に在宅医療・介護分野においては小規模事業所が多く職員の確保が困難となっている。

さらに、通所系サービスの休止等により訪問看護師の需要が高まっている地域もあり、在宅・介護分野の看護職員確保は喫緊の課題である。

都道府県が医療機関および介護施設・訪問看護事業所等の看護職員確保状況に関するニーズ把握を引き続き行い、ニーズの対応として、ナースセンターを活用した看護職員の確保や調整を図る仕組みを4月以降も継続されたい。

また、医療機関等と訪問看護事業所等の連携による24時間サービス提供体制の拡充を図るなど、在宅・介護分野における看護職確保の推進策等を早急に講じられたい。

#### 5. 訪問看護事業所の事業存続のための財政的支援とICT導入推進

訪問看護事業所においては、今後、濃厚接触による自宅待機者や感染者が1人でも発生した場合は、通常サービス提供が困難となり、事業所の休止も想定され、小規模な事業所においては事業存続が危ぶまれる状況となる。そのため、自宅待機等となった看護職に対する休業補償や、事業所への融資にかかる最低基準の緩和など、訪問看護事業の維持・存続のための財政的支援を実施されたい。

また、現在、一部の地域において通所系サービスの休止等により一時的に訪問看護の利用が増加しているが、急なサービス変更する場合の主治医や介護支援専門員、事業所間の連絡調整及びこれに伴う事務処理など、業務量が短期間に集中して増大している。ICT活用による医師の指示書交付や事業所連携が可能であるが、訪問看護事業所ではICT導入が進んでおらず、諸用の手続きを簡略化できないでいる。このため、感染対策及び業務効率化の観点から、訪問看護事業所に早急にICT導入を推進する財政支援を講じられたい。

以上

令和2年3月30日

厚生労働省

社会・援護局長 障害保健福祉部長 橋本 泰宏 殿

公益社団法人 日本看護協会

会長 福井 トシ子



## 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書

国により新型コロナウイルス感染症対策が進められており、医療機関・介護施設・介護サービス事業等における基準緩和等の柔軟な対応について示されているところであるが、重症化リスクの高い国民の命を守り、感染拡大を防止するために、地域医療介護提供体制を強化する観点から、以下のとおり要望する。

### 記

#### 1. 医療機関・介護施設・訪問看護事業所等に対する衛生材料の確実な供給

医療機関はもとより、介護施設・訪問看護事業所等においても、慢性疾患を有する高齢者や医療的ケア児等、感染リスクの高い利用者にケアを提供している。しかし、マスクやアルコール等消毒薬をはじめとする衛生材料の十分な確保ができないことから、通常の感染防止手順を順守した適切な感染予防、感染拡大防止に取り組むことができず、利用者の安全確保が困難な状況が発生している。

国において、マスク、アルコール等消毒薬等の衛生材料を確保し、医療機関のみならず介護施設・訪問看護事業所等が必要とする数を確実にかつ安定的に供給されたい。

#### 2. 医療的ケア児を養育する家庭等に対する衛生材料等の確実な供給

医療的ケア児は、重症度や疾病特性に応じて利用する制度が医療、福祉、難病等の複数にまたがり、また、年齢に応じて生活の場が家庭から学校へと拡大することから、対象児が網羅的・一元的に把握されていない現状にある。アルコール等消毒薬などのニーズ把握においては、家庭等の必要数が見落とされることのないよう、都道府県及び市町村等と連携するなどして、確実に物資が届くよう体制を構築されたい。

#### 3. 地域における感染管理に関する専門性の高い看護師の活用による体制整備の強化

介護施設等においては、感染した際に重症化するリスクが高い高齢者等が多く、また、多数の入所者に同一の職員がケア提供を行うことから、施設内での確実な感染予防・感染

拡大防止のための対策が不可欠となる。

そのため、都道府県が介護施設等の感染対策が適切に行われているか把握し、地域内の感染管理に関する専門性の高い看護師等と連携した助言・支援を実施するための体制整備を進められるよう国から働きかけるとともに、これにかかる財政支援を実施されたい。

#### 4. 介護施設・訪問看護事業所等における看護職員の確保および連携体制の推進

学校等の臨時休業および集団活動自粛の長期化に伴い、子どもの預け先が確保できず出勤できない看護職員が存在している。特に在宅医療・介護分野においては小規模事業所が多く職員の確保が困難となっている。

さらに、通所系サービスの休止等により訪問看護師の需要が高まっている地域もあり、在宅・介護分野の看護職員確保は喫緊の課題である。

都道府県が医療機関および介護施設・訪問看護事業所等の看護職員確保状況に関するニーズ把握を引き続き行い、ニーズの対応として、ナースセンターを活用した看護職員の確保や調整を図る仕組みを4月以降も継続されたい。

また、医療機関等と訪問看護事業所等の連携による24時間サービス提供体制の拡充を図るなど、在宅・介護分野における看護職確保の推進策等を早急に講じられたい。

#### 5. 訪問看護事業所の事業存続のための財政的支援とICT導入推進

訪問看護事業所においては、今後、濃厚接触による自宅待機者や感染者が1人でも発生した場合は、通常サービス提供が困難となり、事業所の休止も想定され、小規模な事業所においては事業存続が危ぶまれる状況となる。そのため、自宅待機等となった看護職に対する休業補償や、事業所への融資にかかる最低基準の緩和など、訪問看護事業の維持・存続のための財政的支援を実施されたい。

また、現在、一部の地域において通所系サービスの休止等により一時的に訪問看護の利用が増加しているが、急なサービス変更する場合の主治医や介護支援専門員、事業所間の連絡調整及びこれに伴う事務処理など、業務量が短期間に集中して増大している。ICT活用による医師の指示書交付や事業所連携が可能であるが、訪問看護事業所ではICT導入が進んでおらず、諸用の手続きを簡略化できないでいる。このため、感染対策及び業務効率化の観点から、訪問看護事業所に早急にICT導入を推進する財政支援を講じられたい。

以上

令和2年3月30日

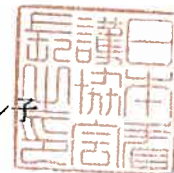
厚生労働省

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する

厚生労働省対策推進本部 御中

公益社団法人 日本看護協会

会長 福井 トシ子



## 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書

国により新型コロナウイルス感染症対策が進められており、医療機関・介護施設・介護サービス事業等における基準緩和等の柔軟な対応について示されているところであるが、重症化リスクの高い国民の命を守り、感染拡大を防止するために、地域医療介護提供体制を強化する観点から、以下のとおり要望する。

### 記

#### 1. 医療機関・介護施設・訪問看護事業所等に対する衛生材料の確実な供給

医療機関はもとより、介護施設・訪問看護事業所等においても、慢性疾患を有する高齢者や医療的ケア児等、感染リスクの高い利用者にケアを提供している。しかし、マスクやアルコール等消毒薬をはじめとする衛生材料の十分な確保ができないことから、通常の感染防止手順を順守した適切な感染予防、感染拡大防止に取り組むことができず、利用者の安全確保が困難な状況が発生している。

国において、マスク、アルコール等消毒薬等の衛生材料を確保し、医療機関のみならず介護施設・訪問看護事業所等が必要とする数を確実かつ安定的に供給されたい。

#### 2. 医療的ケア児を養育する家庭等に対する衛生材料等の確実な供給

医療的ケア児は、重症度や疾病特性に応じて利用する制度が医療、福祉、難病等の複数にまたがり、また、年齢に応じて生活の場が家庭から学校へと拡大することから、対象児が網羅的・一元的に把握されていない現状にある。アルコール等消毒薬などのニーズ把握においては、家庭等の必要数が見落とされることのないよう、都道府県及び市町村等と連携するなどして、確実に物資が届くよう体制を構築されたい。

#### 3. 地域における感染管理に関する専門性の高い看護師の活用による体制整備の強化

介護施設等においては、感染した際に重症化するリスクが高い高齢者等が多く、また、

多数の入所者に同一の職員がケア提供を行うことから、施設内での確実な感染予防・感染拡大防止のための対策が不可欠となる。

そのため、都道府県が介護施設等の感染対策が適切に行われているか把握し、地域内の感染管理に関する専門性の高い看護師等と連携した助言・支援を実施するための体制整備を進められるよう国から働きかけるとともに、これにかかる財政支援を実施されたい。

#### 4. 介護施設・訪問看護事業所等における看護職員の確保および連携体制の推進

学校等の臨時休業および集団活動自粛の長期化に伴い、子どもの預け先が確保できず出勤できない看護職員が存在している。特に在宅医療・介護分野においては小規模事業所が多く職員の確保が困難となっている。

さらに、通所系サービスの休止等により訪問看護師の需要が高まっている地域もあり、在宅・介護分野の看護職員確保は喫緊の課題である。

都道府県が医療機関および介護施設・訪問看護事業所等の看護職員確保状況に関するニーズ把握を引き続き行い、ニーズの対応として、ナースセンターを活用した看護職員の確保や調整を図る仕組みを4月以降も継続されたい。

また、医療機関等と訪問看護事業所等の連携による24時間サービス提供体制の拡充を図るなど、在宅・介護分野における看護職確保の推進策等を早急に講じられたい。

#### 5. 訪問看護事業所の事業存続のための財政的支援とICT導入推進

訪問看護事業所においては、今後、濃厚接触による自宅待機者や感染者が1人でも発生した場合は、通常サービス提供が困難となり、事業所の休止も想定され、小規模な事業所においては事業存続が危ぶまれる状況となる。そのため、自宅待機等となった看護職に対する休業補償や、事業所への融資にかかる最低基準の緩和など、訪問看護事業の維持・存続のための財政的支援を実施されたい。

また、現在、一部の地域において通所系サービスの休止等により一時的に訪問看護の利用が増加しているが、急なサービス変更する場合の主治医や介護支援専門員、事業所間の連絡調整及びこれに伴う事務処理など、業務量が短期間に集中して増大している。ICT活用による医師の指示書交付や事業所連携が可能であるが、訪問看護事業所ではICT導入が進んでおらず、諸用の手続きを簡略化できないでいる。このため、感染対策及び業務効率化の観点から、訪問看護事業所に早急にICT導入を推進する財政支援を講じられたい。

以上

令和2年3月24日

医療提供施設及び介護・障害者施設・事業所の長 殿

公益社団法人日本医師会

会長 横倉 義武

公益社団法人日本歯科医師会

会長 堀 憲郎

公益社団法人日本薬剤師会

会長 山本 信夫

公益社団法人日本看護協会

会長 福井トシ子

医療提供施設及び介護・障害者施設・事業所の職員の施設外からの感染対策について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症への対策にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年3月19日）によれば、現在、日本国内の感染状況については引き続き持ちこたえているが、一部の地域では感染拡大が見られるとされております。

他方、同提言では、高齢者や持病のある方に接する機会のある医療、介護、福祉関係者に対し、一層の感染対策として当分の間、発熱や感冒症状の確認ならびに感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなどの対応を求めています。

また、間もなく新卒採用者の就業時期を迎えますが、春休み期間に感染症危険情報が高い国・地域に海外旅行や海外留学等で渡航した学生等が帰国する際などには、帰国して2週間は体調管理を行い、体調に変化があった場合には、適切な対応を取ることを大学等に求めています。

今後患者数が増加した場合、医療提供施設や介護・障害者施設・事業所の従事者の感染リスクはますます高まります。それらの従事者が感染した場合、医療・介護・福祉の担い手が減るだけでなく、施設内感染対策のために外来、病棟やリハビリテーション等の機能を制

限することになり地域の医療・介護・福祉に大きな支障をきたすこととなります。そのため、従事者には、全国から不特定多数の人々が集まるイベントへの参加や海外渡航など感染リスクが高い行動を最大限避け、施設・事業所内に感染を持ち込むことがないように努めていただく必要があります。

つきましては、施設外からの感染を防ぎ、患者・要介護者・障害（児）者等を守り、地域の医療・介護・福祉体制を継続させるため、貴職におかれましては、貴施設従事者（医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、他の医療・介護・福祉従事者、事務職員等の全職員）に対し、下記の事項を徹底するようお願い申し上げます。また、出入りの業者への注意喚起を含め、より一層の施設内感染対策につきご高配賜りますようお願いいたします。

## 記

- 従事先の医療提供施設や介護・障害者施設・事業所は高齢者、障害（児）者や疾患を持つ方を受け入れる施設であり、各自高い責任感をもって施設内感染に注意しなければならないことを改めて啓発すること。
- 当分の間、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間や不特定多数の人が接触するおそれが高い場所で開催されるイベント等は、クラスター（集団）発生のリスクが高いため参加させないこと。
- 現在の新型コロナウイルス感染症の流行が収束した後も、上記のようなイベント等に参加する際は各種感染症の発生動向に十分留意し、感染しないよう努める旨の指示をすること。また、発熱や上気道症状等の症状が発現した場合は、施設長・部門長に報告して指示を受けさせること。
- 新卒や中途採用者の就業開始にあたり、卒業旅行等、最近の海外渡航の有無を必ず確認し、該当する者については、渡航先の確認や（渡航先が感染症危険情報が高い国・地域か否かに関わらず）体調等について問い合わせ、必要に応じて自宅待機や検査を受けること等を指示すること。